

危険なブロック塀等の 撤去費用を補助します！

地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊被害を未然に防止するため、道路に面する危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

令和5年度の申請受付は令和5年4月1日から令和5年11月30日までです。

補助金額

次のいずれかで最も低い金額（消費税込み）

- 補助対象経費（補助事業に要する額）の2/3
- 撤去する危険ブロック塀等の延長×10,000円/m × 2/3
- 100,000円（上限額）

補助の対象とするブロック塀等（危険ブロック塀等）

倒壊の危険があり、かつ、当該倒壊によって避難経路を通行する者に被害を及ぼすおそれがあると市長が認める補強コンクリートブロック造又は組石造（石積・レンガ等）の塀が対象となります。

補助金の交付の対象となる事業（補助事業）

以下の要件を全て満たす危険ブロック塀等の全部または一部を撤去する工事

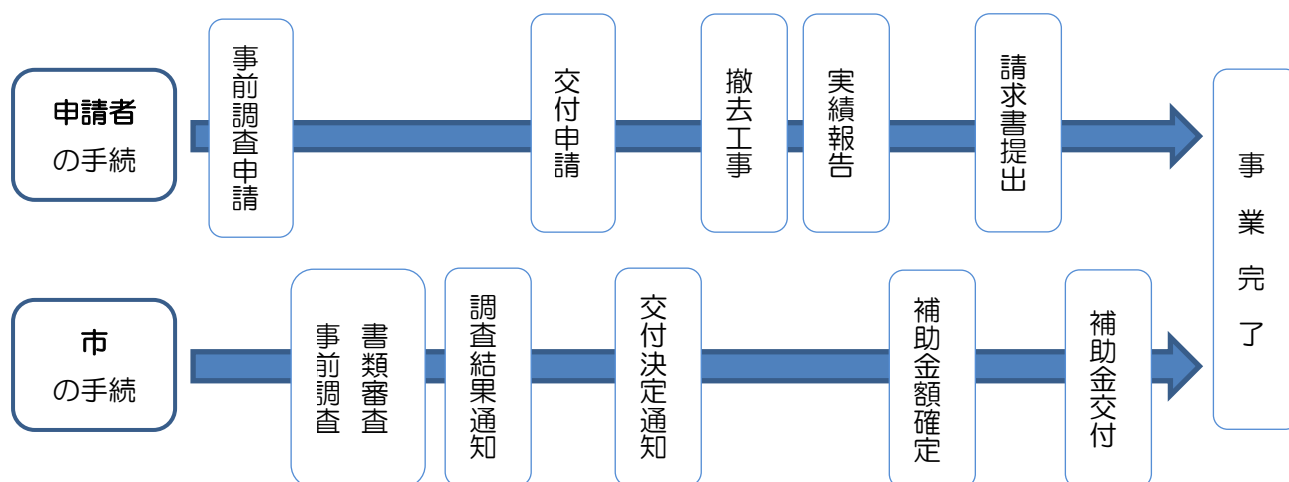
- かすみがうら市の区域内に存すること。
- 道路の敷地面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。
- 販売を目的とする土地に存するものでないこと。
- 建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。
- 既に補助金の交付の対象となったブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。
- 道路改良その他の公共事業の補償対象となっていないこと。

補助の対象者

- 危険ブロック塀等の所有者又は共有者

※補助事業に係る危険ブロック塀等が共有物である場合は、申請の際に共有者の同意が必要となります。

手続きの流れ



※注意事項

- 補助金を受けるにあたっては、都市整備課による事前調査が必要となります。
- 補助金の交付決定を受ける前に撤去または改修等を行ったブロック塀等は補助の対象外となります。
- 工事を行える施工業者は建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第12項に規定する解体工事業者となります。
- 補助事業に係る施工業者との契約は、市から補助金の交付決定通知書を受けてから締結してください。
- 事前調査及び申請受付後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。
- 実績報告書の提出期限は補助事業が完了した日から起算して30日以内、または交付決定日の属する年度の2月末日までとなります。
- 国や市の予算等の状況によっては、予定期間より事業期間が短くなる可能性もあるため、お早めに申請ください。

(問い合わせ先)

かすみがうら市 都市整備課 開発指導室
〒300-0192 かすみがうら市大和田 562
TEL：029-897-1111 (代表)
FAX：029-897-1269